平成27年12月8日

財 務 局

主 税 局

不合理な偏在是正措置に関する知事コメント

平成27年12月8日、与党の税制調査会において、地方法人課税の偏在是 正措置に係る改正の方向性が固まりました。

それに対する東京都知事のコメントを発表しましたのでお知らせします。

(問い合わせ先) 税財政制度全般 財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669 地方税制関係 主税局税制部税制課 電話 03-5388-2908

不合理な偏在是正措置に関する知事コメント

本日、与党の税制調査会において、地方法人課税の不合理な偏在是正措置に係る改正の方向性が固まった。

今回の改正では、地方法人特別税(法人事業税の暫定措置)の廃止が決定された。一方で、法人住民税の国税化(地方交付税原資化)は拡大されることとなった。

長年の懸案であり、都が撤廃を訴えてきた暫定措置が廃止され、地方税として復元されたことは、率直に評価する。しかし、法人住民税の国税化は、地方分権の理念に照らせば、決して容認できるものではない。なお、暫定措置が廃止されるとともに、全体の規模が当初想定されていたものより圧縮されたことは、都議会、都選出の国会議員、志を一にする地方自治体などと連携した都の主張を、国が受け止めた結果であると認識している。

今回の改正は、我が国における当面の重要課題である地方創生を推進するための措置と考えるが、限られた財源の奪い合いでは本質的な課題解決にはつながらない。目指すべき真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と自らの財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものである。そのためには、総体としての地方税財源の拡充と、安定的な地方税体系の構築が必要であり、このことこそが地方財政の本来目指すべき方向である。

都は、今後ともこうした本質的な課題の解決に向け、国に強く働きかけていく。

平成27年12月8日